

札幌市立青葉中学校いじめ防止基本方針

はじめに

「札幌市いじめ防止のための基本的方針」にのっとり、本校におけるいじめ防止基本方針を定めるものとする。

I いじめ防止等に関する基本的な考え

1 目的

いじめがいじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであることに鑑み、本校生徒の尊厳を保持するとともに、安心して健やかに成長できる環境を保証できるよう、いじめの未然防止・早期発見及び早期解決のための対策に関し、基本理念・関係者の責務や役割・基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人間関係にある生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

3 基本理念

いじめの防止等の対策は、次の事を旨として行うものである。

- (1) いじめが本校の全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、またいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響やその他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めること。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、本校・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服を目指すこと。

4 いじめの禁止

生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

5 関係者の責務や役割

基本理念にのっとり、本校及び教職員は

- ・本校生徒の保護者、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- ・いじめを受けていると判断される生徒がいた場合は、適切かつ迅速に対処する。

II 本校における基本的な生徒指導の目標

本校生徒の心身の健全な成長を促すため、安全・安心・健康な学校生活を送らせるとともに、生徒それぞれが持つ個性と能力の十分な発達に資するための指導を通し、生徒一人一人の豊かな人間性を培う事を目指す。

そのための基本的指導方針

- (1) 生徒に対し、心身の発達段階に配慮しながら公平公正を旨とし、また機に応じての共感的生徒指導を念頭に置きつつ、機動力に富んだ対応を心がける。
- (2) 教師間においては、共通理解と同一歩調を原則とし、独断や決めつけでの指導は避けるよう心がける。
- (3) 保護者に対しては、常に保護者の理解と協力を得ることを優先する。そのためにも日頃からの保護者・学校間での密接な連携の構築を心がける。
- (4) 周辺地域に対しては、地域社会の理解・協力が不可欠であることを踏まえ、あらゆる機会を通して積極的に連携を図るよう心がける。

以上の考え方と方向性を教職員間で一致させ、多様な指導を展開していく。

Ⅲ 地域と家庭の実態

1 地域の実態

市営住宅や戸建て住宅の建設も一段落している。高齢者人口が高い地域でもあり、生徒数は横ばい傾向である。

2 家庭の実態

保護者の教育に対する関心・協力の度合いは高く、その雰囲気が生徒に対しても好影響を与えている。

Ⅳ いじめ防止等の対策のための組織

1 本校に「いじめ防止委員会」を設置する。

2 構成員は以下の通りとする。

校長・教頭・生徒指導部長・教務部長・各学年主任・該当担任

※必要に応じ、特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー・相談支援パートナーを含む場合がある。

3 活動内容

- ・いじめの未然防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること(アンケート調査の実施・分析、教育相談の企画・実施)
- ・いじめ事案への対応に関すること

4 その他

- ・「いじめ防止委員会」はいじめの疑いに関わる情報があった場合には緊急に開催する。
- ・いじめ防止に関わる生徒の自発的活動に対する援助を行う。

Ⅴ 青葉中学校におけるいじめ対応等の重点的な取り組み

1 未然防止としての取り組み

- (1) 道徳の時間を通して、いじめの定義やどのような行為がいじめに該当するのか、いじめられる生徒の心情の推測等を行い、協力して諸問題を解決しようとする自主的・自発的な姿勢・態度を育てる。
- (2) 全教育活動のあらゆる場面を通して、豊かな心の醸成・温かい人間関係の構築を図っていく。
- (3) 生徒と教師、生徒と生徒間での交流を通して、自己肯定感や自己有用感の育成を図る。

2 早期発見としての取り組み

- (1) 教育相談週間の実施(年4回、選択制教育相談を含む)
 - ・全教師による教育相談活動の日常化を図る。
 - ・全ての生徒を対象とする。
 - ・予防的側面に比重をおき、不適応生徒の早期発見と改善に重点としながら積極的な指導・助言・援助を行う。
- (2) スクールカウンセラー・相談支援パートナーとの連携強化
 - ・スクールカウンセラーとの面談希望生徒や相談支援パートナーからの援助を希望する生徒についてその主訴を早急に把握し、いじめと思われる要素がないかを確認する。その際、知り得た情報の扱いについては、慎重を期することとする。
- (3) 悩みやいじめに関するアンケートの実施(年2回)
 - ・6月(学校独自)と11月(教育委員会による全市一斉)に実施。
 - ・集計結果を早急に分析し、いじめの端緒となるような発見があった場合は即時対応する。
- (4) 生徒指導研修会の実施(年4回、生徒理解の交流を含む)
 - ・生徒に関わる情報を交流することで、多面的な生徒観が全教員で共有されることを目的とする。
- (5) その他
 - ・職員会議毎の情報交流、校内学びの支援委員会での情報交流、ネット上のいじめ発見のためのネットパトロールの活用等

3 いじめに対する措置

- (1) いじめの相談を受けた時や、生徒がいじめを受けていると思われる時は、速やかにいじめの事実の確認を行う。
- (2) いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止すべく複数の教員によって、スクールカウンセラー等の協力を得つつ、いじめを受けた生徒に対する支援・その保護者に対する情報提供及び支援・いじめを行った生徒に対する指導及び支援・その保護者に対する助言を行う。
- (3) 必要があると認めた時は、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けることができるようにするため、必要があると思われる措置を一定期間講ずることもある。
- (4) いじめに関係した生徒の保護者間で争いが起こることのないよう、いじめの事案に関わる情報を関係保護者と十

分に共有する等必要と判断される措置を講ずる。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断される場合は、所轄警察署と連携して対処する。

4 重大事態への対処

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
- 上記の場合については、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を札幌市教育委員会へ報告する。
- (2) 札幌市教育委員会の指示に従い、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果は調査が終了した時、その他必要があると認めた時、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、適切かつ迅速に提供する。

VI 年間計画

月	生徒指導委員会	未然防止	早期発見	保護者・地域との連携
4	P ↓ 登校指導 生徒指導研修会	「学校いじめ防止基本方針」の確認	SCや学びサポーター・相談支援パートナーの生徒・保護者への周知	PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の説明【生指委】
5		生徒総会(いじめ防止宣言採択)	教育相談週間	
6	D ↓ 教師アンケート実施		悩みやいじめのアンケート実施	青少年健全育成推進会
7		コミュニケーションスキル活動		
8	C ↓ 命の大切さを見つめなおす月間 登校指導			
9		教師アンケート検証		
10	「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」における取組			
11	P ↓ 生徒指導研修会		悩みやいじめのアンケート実施	
12			教育相談週間	保護者アンケート実施
1	D ↓ 教師アンケート実施			学校評議委員会 学校関係者評価の実施
2		教師アンケート検証(年間反省)		アンケート集計結果の提示 学校関係者評価の検証
3	C ↓ A ↓ 職員会議における情報交流	新入学生徒に関する情報交流(小学校)		
通年		集会・学校だよりにおける校長講話 道徳教育の充実 わかる授業の充実 部活動の充実	健康観察の実施 SCによる相談・たより発行	

VII 基本方針の点検・評価

いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、学校評価の項目にいじめの防止・いじめの早期発見のための取り組み等を加え、適切に評価する。